

令和4年度第2回平塚市成年後見制度利用促進協議会次第

日 時 令和5年3月29日(水)

14:00~16:00

場 所 平塚市役所本館 4階 410会議室

1 委嘱状交付

2 福祉部長挨拶

3 委員紹介

4 議 題

(1) 正副会長の選出

(2) 令和4年度成年後見制度に関する取り組みについて

ア 平塚市の中核機関の取り組みについて

イ 市長申立て、報酬助成について

(3) 令和5年度成年後見制度に関する取り組みについて

(4) その他

・次期リーディングプランの策定について

令和5年6月頃

第1回地域福祉リーディングプラン策定委員会

令和5年7月頃

第1回成年後見制度利用促進懇話会

令和5年9月頃

第2回地域福祉リーディングプラン策定委員会

令和5年9月頃

第2回成年後見制度利用促進懇話会

令和5年11月上旬～

パブリックコメント実施

12月上旬

令和6年1月頃

第3回地域福祉リーディングプラン策定委員会

令和6年3月

地域福祉リーディングプラン策定

以 上

平塚市成年後見制度利用促進協議会委員名簿
 (委嘱状 任期2年 令和4.10.1~令和6.9.30)

順不同・敬称略

平塚市成年後見制度利用促進協議会規則第3条各号	氏名	所属
第1号(専門職)	町川 智康	神奈川県弁護士会
第1号(専門職)	高木 英恵	公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート 神奈川県支部
第1号(専門職)	田中 晃	公益社団法人 神奈川県社会福祉士会
第1号(専門職)	田村 等	一般社団法人 コスモス成年後見 サポートセンター
第1号(専門職)	村田 一秀	東京地方税理士会 平塚支部
第2号(学識経験者)	阿部 正昭	学校法人東海大学 健康学部健康マネジメント学科
第3号(関係団体)	前橋 克次	特定非営利活動法人 NPO成年後見湘南
第3号(関係団体)	長橋 尚子	平塚市障がい者団体連合会
第3号(関係団体)	北村 祐貴	平塚市地域包括支援センター おおすみ

<事務局>

所属	役職	氏名
平塚市福祉部	部長	岩崎 和子
平塚市福祉部福祉総務課	課長	小菅 正人
平塚市福祉部福祉総務課	課長代理	杉崎 哲也
平塚市福祉部福祉総務課	主査	木村 孝子
平塚市福祉部福祉総務課	主事	石原 佳奈
平塚市社会福祉協議会	常務理事兼事務局長	高橋 勇二
平塚市成年後見利用支援センター (いきいき生活支援課)	次長兼課長	遠藤 年彦
平塚市成年後見利用支援センター (いきいき生活支援課)	班長	田中 直樹
平塚市福祉部高齢福祉課	課長代理	横山 貴臣
平塚市福祉部障がい福祉課	課長代理	村田 真一
平塚市福祉部生活福祉課	課長代理	山口 洋一

平塚市成年後見利用支援センター 令和4年度業務概況（総括表）

4月1～30日	5月1～31日	6月1～30日	7月1～31日	8月1～31日	9月1～30日	10月1～31日	11月1～30日	12月1～31日	1月1～31日	2月1～28日
(開所日数：21日)	(開所日数：19.5日)	(開所日数：23日)	(開所日数：20.5日)	(開所日数：23日)	(開所日数：20.5日)	(開所日数：21日)	(開所日数：20.5日)	(開所日数：21日)	(開所日数：19.5日)	(開所日数：20日)
土曜開所 (4/2)	個別ケースについての情報交換 (5/2)	後見サポーター、市民後見人自主勉強会 (6/2)	市民後見人養成講座(説明会) 動画撮影 (7/6)	社会福祉士養成実習対応 (8/3)	第7期後見サポーター採用 (9/1)	土曜開所 (10/1)	申立手続説明会 (11/9)	後見サポーター、市民後見人自主勉強会 (12/1)	後見サポーター全体会 (1/5)	高齢者及び障がい者虐待防止ネットワーク会議 (2/1)
後見サポーター、市民後見人自主勉強会 (4/7) 休止	民児協会長会議において中核機関移行周知 (5/6)	土曜開所 (6/4)	後見サポーター全体会 (7/7)	成年後見制度講座 (8/3)	後見サポーター全体会 (9/1)	後見サポーター、市民後見人自主勉強会 (10/7)	後見サポーター全体会 (11/10)	土曜開所 (12/3)	専門相談 (1/19)	後見サポーター、市民後見人自主勉強会 (2/2)
応急事務管理会議個別ケース会議 (4/12)	後見サポーター全体会 (5/12)	出張講座(港福祉村) (6/4)	申立手続説明会 (7/13)	後見サポーター、市民後見人自主勉強会 (8/4)	湘南西部成年後見制度利用支援連絡会 (Zoom) (9/5)	親族後見予習セミナー (10/7)	市民後見人養成講座(基礎研修) (11/11) 3日目	出張講座(松原地区社協) (12/3)	個別ケース会議 (1/19)	土曜開所 (2/4)
専門相談 (4/18)	包括との打合せ (5/12)	他市町村社協との打合せ (6/6)	市民後見人養成に関する説明(小田原市社協) (7/14)	親族後見人講習会・交流会 (8/5)	社会福祉士養成実習対応 (9/9)	成年後見制度講座 (10/12)	個別ケースについての情報交換 (11/14)	権利擁護講演会事前打合せ (Zoom) (12/12)	土曜午前開所(1/21)	第三者後見人研修交流会 (2/8)
受任調整・企画運営会議 (Zoom) (4/18)	小田原市社協視察受入 (5/13)	出張講座(手をつなぐ育成会) (6/11)	土曜午前開所(7/16)	専門相談 (8/5)	親族後見予習セミナー (9/9)	市民後見人養成講座(基礎研修) (10/13) 1日目	個別ケース会議 (11/16)	後見サポーター、市民後見人自主勉強会打合せ (12/13)	権利擁護講演会動画撮影 (1/25)	個別ケース会議 (2/10)
成年後見制度講座 (4/22)	終活ワーキング (5/18)	成年後見制度講座 (6/15)	大学連携講座(東海大学) (7/19)	土曜開所 (8/6)	市民後見人養成講座(説明会) 上映会 (9/12)	専門相談 (10/18)	専門相談 (11/17)	成年後見制度講座 (12/16)	ケース検討調整会議 (1/25)	地域包括支援センター管理者連絡会 (2/15)
	専門相談 (5/19)	相談業務連絡会(平塚市社協内)(6/21)	専門相談 (7/21)	企画運営会議 (8/16) (Zoom)	成年後見利用促進連絡協議会 (Zoom) (9/13)	企画運営会議 (10/18) (Zoom)	市長申立、任意後見説明会チラシ (11/18)	専門相談 (12/20)	出張講座(包括ゆりのき) (1/27)	成年後見制度講座 (2/15)
	土曜午前開所 (5/21)	専門相談 (6/21)	相談業務連絡会(平塚市社協内)(7/28)	地域包括支援センター管理者連絡会 (8/17)	専門相談 (9/15)	終活ワーキング (10/21)	土曜午前開所(11/19)	企画運営会議 (12/20) (Zoom)		終活ワーキング (2/15)
	相談業務連絡会(平塚市社協内)(5/24)	東海大学との大学連携講座打合せ (6/22)	出張講座(嬉々!!CREATIVE) (7/30)	第7期後見サポーター採用選考 (8/18)	出張講座(包括まつがおか) (9/15)	ケース検討調整会議準備会 (10/26)	市民後見人養成講座(基礎研修) (11/25) 4日目	個別ケース会議 (12/21)		専門相談 (2/21)
		市保健福祉研修(教育会館) (6/24)		社会福祉士養成実習対応 (8/30)	土曜午前開所(9/17)	市民後見人養成講座(基礎研修) (10/28) 2日目				企画運営会議 (2/21)
		専門相談 (6/27)			支援者のための申立手続説明会 (9/21)	成年後見利用促進連絡・調整会議 (10/28)				ケース検討調整会議 (2/22)
		受任調整・企画運営会議 (Zoom) (6/27)			成年後見利用促進協議会 (9/22)	権利擁護講演会事前打合せ (Zoom) (10/31)				親族後見人講習会・交流会 (2/27)
		市民向け成年後見制度講座 知っておきたい「任意後見、相続・遺言」の基礎 (6/29)								湘南西部成年後見利用支援連絡会 (2/28)
		地区社協会長会議において中核機関移行周知 (6/30)								福祉関係者向け権利擁護講演会YouTube配信 (2/6～2/28)
		人材育成セミナーにおいて中核機関移行周知 (6/30)								

出張講座等普及・広報事業を右の網掛けで表示。

平塚市成年後見利用支援センター 令和4年度 相談件数等及び会議開催状況 (2月末現在)

			期間別内訳					合計			相談 経路別 内訳 (案件数)	参考: 前年度(令和3年度)												
			4~6月	7~9月	10~12月	1月	2月	合計 (初回・ 継続別)	相談 区分別計	一日当たり 平均件数		4~6月	7~9月	10~ 12月	1~3月	合計(初回・ 継続別)	相談 区分別計	一日当たり 平均件数						
			開所 日数	開所 日数	開所 日数	開所 日数	開所 日数					開所日数232 日	開所日数	開所日数	開所日数				開所日数	開所日数	開所日数			
			63.5	64	62.5	19.5	20	229.5				63.5	63	63.5	61	251								
相 談	電 話	初回	65	59	52	19	15	210	477	2.08	A)保健福祉 機関・施設等 からの相談	109	62	57	62	66	247	548	2.18					
		継続	107	64	59	22	15	267			B)親族・知 人等からの相 談	301	84	67	71	79	301							
	来 所	初回	11	19	19	1	5	55	203	0.88		7	14	14	17	52	193	0.77						
		継続	38	41	46	1	22	148				101	33	29	45	34			141					
備考			4/2,6/4 土曜 開所 5/21 土曜午前 開所	8/6 土曜 開所 7/16,9/17 土曜午前 開所	10/1,12/3 土曜 開所 11/19 土曜午前 開所	1/21 土曜午前 開所	2/4 土曜 開所	4/18, 5/19, 6/21, 6/27,7/21, 8/5, 9/15, 10/18, 11/17, 12/20,1/19,2/21専門相談			4/3 土曜 開所,5/15 土曜午前 開所,6/5 土曜 開所	7/17 土曜午前 開所,8/7 土曜 開所,9/18 土曜午前 開所	10/2,12/4 土曜 開所 11/20 土曜午前開所	1/15 土曜午前開 所,2/5 土曜 開所,3/19 土曜午前開所	4/27, 5/20, 6/15, 7/15, 8/17,,9/16,10/19,11/18,12/21,1/20,2/15,3/17 専門相談									
会 議 開 催 状 況			成年後見支援ネットワーク連絡会					ケース検討調整会議					受任調整・企画運営会議(※8月より企画運営会議として実施)											
			日時	新型コロナウイルス感染症対策のため「書面開 催(9月2日、12月23日付け)」					令和4年10月26日(水曜)※準備会 令和5年 1月25日(水曜) 令和5年 2月22日(水曜)					日時	令和4年4月18日(月曜)Zoom " 6月27日(月曜)Zoom " 8月16日(火曜)Zoom " 10月18日(火曜)Zoom " 12月20日(火曜)Zoom					令和5年2月21日(火曜)				
			場所											場所	平塚栗原ホーム 3階 小会議室									
			参加者	専門職団体, 包括, 相談支援事業所, 福祉関 係団体, 福祉施設, 医療機関, 金融機関, 行政 (市担当課を含む)等					専門職5団体, 当事者・家族3団体, センター長					出席者	大森淳:センター長(弁護士) 出縄守英:(社福)進和学園理事長 鈴木真理子:社会福祉士 計 3名									
内容	・平塚市成年後見利用支援センターの事業概 要 ・参加団体・機関等における「成年後見及び権 利擁護に関する取組状況」					・ご本人の判断能力低下・不十分による生活の 維持が困難なケースに関する検討会議					内容	・平塚市成年後見利用支援センターの運営 状況 ・検討課題												

令和4年度 平塚市成年後見利用支援センター普及・広報事業「成年後見制度出張講座」等の状況

番号	日にち	曜日	時間	場所	主催団体等名称	内容等	対象	参加者数 (単位: 人)、再登 回数	備考
1	4月7日	木	10時～12時	平塚栗原 ホーム	平塚市成年後見利用支援 センター	後見サポーター、市民後見人自 主勉強会	後見サポ ーター、市民後見 人	-	コロナ対策によ り休止
2	4月22日	金	13時30分～ 15時	平塚栗原 ホーム	平塚市成年後見利用支援 センター	成年後見制度講座	市民	7	
3	6月2日	木	10時～12時	平塚栗原 ホーム	平塚市成年後見利用支援 センター	後見サポーター、市民後見人自 主勉強会	後見サポ ーター、市民後見 人	8	
4	6月4日	土	10時～12時	港ベイ サイド ホール	平塚市港地区町内福祉村	出張講座	市民	18	
5	6月11日	土	13時～15 時	福祉会館	平塚市手をつなぐ育成会	出張講座	市民	18	
6	6月15日	水	13時30分～ 15時	平塚栗原 ホーム	平塚市成年後見利用支援 センター	成年後見制度講座	市民	10	
7	6月24日	金	13時30分～ 15時	教育会館	平塚市福祉部	市保健福祉研修	職員	21	
8	6月29日	水	14時～16時	平塚栗原 ホーム	平塚市成年後見利用支援 センター	知っておきたい「任意後見、相 続・遺言」の基礎	市民	42	
9	7月13日	水	13時30分～ 15時	平塚栗原 ホーム	平塚市成年後見利用支援 センター	成年後見申立手続説明会	市民	5	
10	7月19日	火	9時～10 時	東海大学	東海大学	大学連携講座	東海大学学生	151	オンライン
11	7月30日	土	10時30分～ 11時30分	嬉々!!CRE ATIVE	嬉々!!CREATIVE	出張講座	市民	36	
12	8月3日	水	13時30分～ 15時	平塚栗原 ホーム	平塚市成年後見利用支援 センター	成年後見制度講座	市民	13	
13	8月4日	木	10時～12時	平塚栗原 ホーム	平塚市成年後見利用支援 センター	後見サポーター、市民後見人自 主勉強会	後見サポ ーター、市民後見 人	8	
14	8月5日	金	13時30分～ 15時	平塚栗原 ホーム	平塚市成年後見利用支援 センター	親族後見人研修講習会・交流会	市民	3	
15	9月9日	金	13時～15時	平塚栗原 ホーム	平塚市成年後見利用支援 センター	親族後見予習セミナー	市民	17	
16	9月15日	木	10時30分～ 12時	松が丘公 民館	平塚市高齢者よろず相談 センターまっがおか	出張講座	市民	24	
17	9月21日	水	14時～16時	平塚栗原 ホーム	平塚市成年後見利用支援 センター	支援者のための申立手続説明会	市民	14	
18	10月7日	金	10時～12時	平塚栗原 ホーム	平塚市成年後見利用支援 センター	後見サポーター、市民後見人自 主勉強会	後見サポ ーター、市民後見 人	5	
19	10月7日	金	13時～15時	平塚栗原 ホーム	平塚市成年後見利用支援 センター	親族後見予習セミナー	市民	11	

番号	日にち	曜日	時間	場所	主催団体等名称	内容等	対象	参加者数 (単位: 人)、再生 回数	備考
20	10月12日	水	13時30分～ 15時	平塚栗原 ホーム	平塚市成年後見利用支援 センター	成年後見制度講座	市民	11	
21	10月13日	木	9時00分～ 16時40分	平塚栗原 ホーム	平塚市成年後見利用支援 センター	市民後見人養成講座(基礎研 修)公開講座	市民	3	
22	10月28日	金	9時15分～ 16時50分	平塚栗原 ホーム	平塚市成年後見利用支援 センター	市民後見人養成講座(基礎研 修)公開講座	市民	5	
23	11月9日	水	13時30分～ 15時	平塚栗原 ホーム	平塚市成年後見利用支援 センター	成年後見申立手続説明会	市民	5	
24	11月11日	金	9時15分～ 16時50分	平塚栗原 ホーム	平塚市成年後見利用支援 センター	市民後見人養成講座(基礎研 修)公開講座	市民	4	
25	11月18日	金	13時30分～ 15時30分	保健セン ター	平塚市成年後見利用支援 センター	市長申立、任意後見説明会	保健 福祉 関係者	19	
26	11月25日	金	9時15分～ 16時50分	平塚栗原 ホーム	平塚市成年後見利用支援 センター	市民後見人養成講座(基礎研 修)公開講座	市民	5	
27	12月1日	木	10時～12時	平塚栗原 ホーム	平塚市成年後見利用支援 センター	後見サポーター、市民後見人自 主勉強会	後見サポ ーター、市民後見 人	7	
28	12月3日	土	13時30分～ 15時30分	松原公民 館	松原地区社会福祉協議会	出張講座	市民	21	
29	12月16日	金	13時30分～ 15時	平塚栗原 ホーム	平塚市成年後見利用支援 センター	成年後見制度講座	市民	11	
30	1月27日	金	13時30分～ 15時30分	福祉会館	平塚市高齢者よろず相談 センターゆりのき	出張講座	市民	24	
31	2月2日	木	10時～12時	平塚栗原 ホーム	平塚市成年後見利用支援 センター	後見サポーター、市民後見人自 主勉強会	後見サポ ーター、市民後見 人	6	
32	2月8日	水	15時～16時 30分	平塚栗原 ホーム	平塚市成年後見利用支援 センター	第三者後見人研修交流会	保健 福祉 関係者	20	
33	2月15日	水	13時30分～ 15時	平塚栗原 ホーム	平塚市成年後見利用支援 センター	成年後見制度講座	市民	9	
34	2月27日	月	10時30分～ 12時	平塚栗原 ホーム	平塚市成年後見利用支援 センター	親族後見人研修講習会・交流会	市民	6	
35	2月6日～2 月28日				平塚市成年後見利用支援 センター	権利擁護講演会 本人の想いを くみとる支援とは ～事例を通 して意思決定支援を考えよう～	保健 福祉 関係者	151	YouTube配信 (前後半再生 回数) 高齢福祉課委 託事業
36	3月8日	水	13時30分～ 15時	平塚栗原 ホーム	平塚市成年後見利用支援 センター	成年後見申立手続説明会	市民	8	
37	3月9日	木	10時～12時	平塚栗原 ホーム	平塚市成年後見利用支援 センター	権利擁護講演会 「自分の想い を伝えるために今できること」 ～遺言を中心に～	市民	37	高齢福祉課委 託事業

平塚市における市民後見人養成の状況（令和5年2月末現在）

資料4

年次		第一期 (H24年度～)	第二期 (H25年度～)	第三期 (H26年度～)	第四期 (H27年度～)	第五期 (H29年度～)	第六期 (H30年度～) 権利擁護人材育成講座として開催	第七期 (R2年度～) 権利擁護人材育成講座として開催	第八期 (R4年度～) 権利擁護人材育成講座として開催	
基礎研修	(1) 応募資格	平塚市に在住で、基礎研修受講年度の3月31日現在で満25歳以上の方（年齢上限無し）					市内在住・在勤・在学の18歳以上の方			
	(2) 定員	25名			15名		定員なし			
	(3) 説明会日程	12月15日（土）午後、12月18日（火）夜	11月5日（火）夜、11月11日（月）午後	11月12日（水）夜、11月15日（土）午後	11月4日（水）夜、11月10日（火）午後	5月13日（土）午前、5月17日（水）午後	8月4日（土）午後、8月27日（月）午後	9月12日（土）午前、15日（火）午後、17日（木）午後	（動画配信）8月1日（月）～9月15日（木）	
	(4) 会場	県平塚保健福祉事務所		県平塚合同庁舎		平塚市役所	平塚栗原ホーム/平塚市役所		平塚栗原ホーム	
	説明会に出席していることが、養成講座の応募要件。 ※第二期については、同時期に開催している県央（海老名及び綾瀬）における説明会の出席も可。									
	(5) 広報	市広報11月16日号	市広報10月18日号	市広報10月17日号	市広報10月2日号	市広報4月7日号	市広報6月15日号	市広報7月17日号、タウンニュース7月23日号	市広報7月15日号、タウンニュース8月4日号	
	(6) 参加者数	36名	20名	31名	7名	9名	40名	19名	動画視聴24名、対面1名	
	(7) 申込/受講決定	14名/14名	14名/14名	15名/15名	6名/6名	4名/4名	14名/14名	12名/12名	10名/10名	
	(8) 研修日程	全4日間の日程を、2月2日、9日、16日、23日の土曜日に開催。	全4日間の日程を、1月・2月の平日に開催。 第1日～第3日は、一日単位で、他の地域の講座を振り替え受講可。 ※半日単位等、日を分割した受講不可。第4日は、「事例検討」実施のため、平塚市で受講しなければならない（他地域講座を振り替え受講不可）。	全4日間の日程を、1月・2月の土曜日に開催。	全4日間の日程を、1月18日（月）、26日（火）、2月9日（火）、23日（火）の平日に開催。	全4日間の日程を、7月25日（火）、8月2日（水）、24日（木）、31日（木）の平日に開催。	全4日間の日程を、10月6日（土）、26日（金）、11月10日（土）、28日（水）に開催。 必修科目を含め、75%以上（受講時間数）の出席により修了認定。また、指定する関連講座等（県社協の基礎研修を含む）の受講を振替受講と認めた。	全4日間の日程を、10月31日（土）、11月12日（木）、21日（土）、26日（木）に開催。 必修科目を含め、75%以上（受講時間数）の出席により修了認定。また、コロナウイルス感染症対策の観点から講座のビデオ視聴を振替受講と認めた。	全4日間の日程を、10月13日（木）、10月28日（金）、11月11日（金）、25日（金）に開催。 必修科目を含め、75%以上（受講時間数）の出席により修了認定。	
	(9) 会場	平塚保健福祉事務所	平塚栗原ホーム			第1・2日：神奈川県社会福祉会館、第3・4日：平塚市役所	第1・3日：平塚栗原ホーム、第2・4日：平塚市役所	平塚栗原ホーム	平塚栗原ホーム	
(10) 修了判定	11名修了認定 3名不認定	13名修了認定 1名不認定	14名修了認定 1名不認定	6名全員修了認定	4名全員修了認定	12名修了認定 2名不認定	10名修了認定 2名不認定	9名修了認定 1名不認定		
実践研修	(1) 申込/受講決定	10名/10名	13名/13名	13名/13名	6名/6名	4名/4名	4名/4名	6名/6名		
	(2) 研修日程	10月3日（木曜）～12月19日（木曜）までの7日間	10月7日（火曜）～12月11日（木曜）までの8日間	7月16日（木曜）～11月5日（木曜）までの9日間	7月19日（火曜）～11月2日（水曜）までの9日間	9月27日（水曜）～12月7日（木曜）までの9日間	6月11日（火曜）～1月29日（水曜）までの6日間	6月14日（月曜）～12月末日までの8日間		
	(3) 会場	平塚栗原ホーム、横浜家庭裁判所、かながわ県民センター	平塚栗原ホーム、平塚市保健センター、横浜家庭裁判所、かながわ県民センター	平塚栗原ホーム、平塚市保健センター、横浜家庭裁判所	平塚市保健センター、平塚栗原ホーム、横浜家庭裁判所	平塚栗原ホーム、平塚市役所、茅ヶ崎市社会福祉協議会、横浜家庭裁判所	平塚栗原ホーム、平塚市役所、横浜家庭裁判所（小田原支部）	平塚栗原ホーム、小田原合同庁舎		
	(4) 修了判定	10名中10名修了認定	13名中13名修了認定	13名中11名修了認定	6名中5名修了認定	4名全員修了認定	4名全員修了認定	6名全員修了認定		
後見サポーター活動の状況	(1) 申込及び採用者	7名申込：7名採用（5名退職）	12名申込：10名採用（4名退職）	8名申込：8名採用（2名退職）	5名申込：5名採用	4名申込：3名採用	2名申込：2名採用	4名申込：4名採用		
	(2) 位置づけ	平塚市市民後見人養成講座（実践研修）を修了された方の申し込みに基づき、選考のうえ、平塚市社会福祉協議会の実施する法人後見事業の後見活動支援員（以下、「後見サポーター」という）として、後見活動に従事いただく。第一期を26年10月1日付、第二期を27年8月1日付、第三期を28年8月1日付、第四期を29年8月1日付、第五期を30年8月1日付、第六期を令和2年10月1日付で採用。第七期を令和4年9月1日付で採用。								
	(3) 支援員活動	後見サポーターは、修了された方2人1組で、ケースを担当。この場合、あらかじめ、主担当と副担当を決めておく。担当ケースは、法人後見事業で受任している成年被後見人等の人数やその方々の支援内容等に応じ、個別に判断。したがって、後見サポーターとしての活動の申し込みされた方全員が、同時に、後見活動に従事し始めるのではなく、順次、活動。通常の活動は、2人組で従事。急を要する場合には、主担当が単独で対応。ただし、主担当の都合がつかない場合など、やむを得ないときは、副担当が単独で対応もありうる。後見サポーターとしての後見活動は、通常、月に1～2回の従事を想定。1回あたりの活動は、①活動前の準備・打合せ等、②後見活動（移動）、③活動後の書類作成・報告等をふくめ、おおむね3時間程度。また、担当するケースへの従事以外に、後見サポーター全員による情報交換と研修等を目的とした「全体会」を2か月に1回開催（奇数月の第一木曜日の午前）。								
	(4) 活動状況	第一期：現員2名中2名が成年後見人等選任（過去に選任された3ケースすべて被後見人死亡により終了）。1名がサポーター活動中。 第二期：現員6名中4名が成年後見人等選任。1名がサポーター活動中。 第三期：現員5名中2名が成年後見人等選任（過去に選任された2ケースすべて被後見人死亡により終了）。3名がサポーター活動中。 第四期：現員5名中2名が成年後見人等選任（1ケース被後見人死亡により終了）。3名がサポーター活動中。 第五期：現員3名。1名がサポーター活動中。 第六期：現員2名全員がサポーター活動中。 第七期：現員4名。 以上、七期までの現員27名中10名が選任（うち6ケース終了）、11名がサポーター活動中。現在、コロナウイルス感染症対策のため、活動は、個別のケースに応じ、施設等と協議・調整し実施。								

令和4年度 ケース検討調整会議 開催状況

	開催日	通算回数	招集委員数	出席委員数 注)	ケースの検討						ケース検討以外の議事
					方針策定	モニタリング等	市長申立要請	左記以外	65歳未満	65歳以上	
令和4年度 (2023年)	1月25日	(1)	9	9	1	0	1	0	0	1	1) ケース検討調整会議の運営について 2) 成年後見人等の後見事務に関する苦情及び不適切事案の対応案の検討について
	2月22日	(2)	5	5	1	0	1	0	0	1	1) 成年後見人等の後見事務に関する苦情及び不適切事案の対応案の検討について
	3月22日	(3)	5								

注)出席委員には代理委員を含む

社会福祉法人平塚市社会福祉協議会平塚市成年後見利用支援センターにおける諸会議設置運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、社会福祉法人平塚市社会福祉協議会平塚市成年後見利用支援センター事業実施要綱第13条の規定に基づき、平塚市成年後見利用支援センター事業（以下「センター事業」という。）の効果的な運営のために置く諸会議の所掌事項、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置会議)

第2条 センター事業の効果的な運営のため次の会議を置く。

- (1) 企画運営会議
- (2) ケース検討調整会議
- (3) 成年後見支援ネットワーク連絡会

(企画運営会議)

第3条 センター事業の効果的な運営の調整を図ることを目的として企画運営会議を設置する。

(企画運営会議の所掌事項)

第4条 企画運営会議は、次に掲げる事項を検討・協議する。

- (1) センター事業として行う権利擁護人材の育成に関する事項
- (2) 地域における成年後見活動の質を高めるための活動支援に関する事項
- (3) その他、センター事業の効果的な運営の企画調整に関する事項

(企画運営会議の委員)

第5条 企画運営会議の委員（以下「委員」という。ただし、第11条における「委員」を除く。）は、5名以内とし、平塚市成年後見利用支援センター長（以下「センター長」という。）のほか、次に掲げる者のうちから、社会福祉法人平塚市社会福祉協議会（以下「本会」という。）会長が委嘱する。

- (1) 成年後見制度の利用対象者に関わる法律、福祉の専門的知識を有する者
- (2) 成年後見制度の利用対象者の権利擁護並びに保健医療福祉等の知識を有する者
- (3) 行政機関の職員

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第7条 企画運営会議の委員長にセンター長を充て、委員長が委員のうちから副委員長を指名する。

2 委員長は、会務を総理し、企画運営会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(企画運営会議の会議)

第8条 企画運営会議の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 企画運営会議の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 企画運営会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するとこ

ろによる。

- 4 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(ケース会議)

第9条 判断能力が不十分なことにより生活の維持が困難なケース（以下「ケース」という。）について、本人の権利を擁護する観点から、主として成年後見制度の利用による課題解決の調整を図ることを目的としてケース検討調整会議（以下「ケース会議」という。）を設置する。

(ケース会議の所掌事項)

第10条 ケース会議は、次に掲げる事項を検討・協議する。

- (1) ケースの支援方針の策定（後見制度を利用する場合は後見人等候補者調整を含む）に関する事項
- (2) 策定したケースの支援方針のモニタリング（後見人等の後見事務の評価を含む）及びモニタリング結果に基づく支援方針の見直しに関する事項
- (3) 成年後見人等の後見事務に関する苦情及び不適切事案の対応案に関する事項

(ケース会議の調整委員)

第11条 ケース会議の委員（以下「調整委員」という。）は、10名以内とし、センター長のほか、次に掲げる者のうちから、本会会長が委嘱する。

- (1) ケースの検討に関わる法律、福祉の専門的知識を有する者
- (2) 判断能力が不十分な当事者又はその立場を代弁することが期待できる者
- 2 現に平塚市成年後見制度利用促進協議会規則（平成26年規則第24号）第3条の協議会の委員である者は、調整委員となることができない。
- 3 本会会長は、調整委員の代理委員を、各1名に限り委嘱することができる。
- 4 調整委員の任期については、第6条の規定を準用する。

(会議長及び副会議長)

第12条 ケース会議の会議長にセンター長を充て、会議長が調整委員のうちから副会議長を指名する。

- 2 会議長は、会務を総理し、ケース会議を代表する。
- 3 副会議長は、会議長を補佐し、会議長に事故あるとき、又は会議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(ケース会議の会議)

第13条 ケース会議の会議は、会議長が調整委員のうち5名以上を招集することによって開催する。

- 2 ケース会議の会議は、会議長又は副会議長のいずれかが出席し、かつ招集された調整委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 ケース会議の会議は会議長が議長となり、議事は、出席調整委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 調整委員の所属する団体の構成員が第10条第3号の対象事案となっているときは、当該調整委員は表決に加わることができない。
- 5 会議長は、会議の運営上必要があると認めるときは、調整委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(連絡会)

第14条 成年後見制度の利用を必要とする者に対し適切な支援を行うため、関係団体及び機関の連

絡を密にすることを目的として成年後見支援ネットワーク連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

（連絡会の所掌事項）

第15条 連絡会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）地域における成年後見制度の利用促進及び円滑な制度利用に関する事項
- （2）成年後見制度に係る事例の共有及び支援の一般化に関する事項
- （3）成年後見制度利用支援事業及び権利擁護の啓発活動に関する事項

（連絡会の組織）

第16条 連絡会は、次に掲げる団体・機関等をもって組織する。

- （1）専門職能団体
- （2）地域包括支援センター及び障害者相談支援事業所
- （3）福祉関係団体
- （4）民生委員
- （5）利用者・当事者団体
- （6）行政機関
- （7）その他成年後見制度に係る事業所、機関及び団体等

（連絡会の会議）

第17条 連絡会は、センター長が必要に応じて招集し、開催するものとする。

- 2 連絡会に、座長1人及び副座長1人を置き、センター長が指名する。
- 3 連絡会は、その所掌事項を行うため必要があると認めるときは、前条に規定する者（次条において「会員」という。）以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

（秘密の保持）

第18条 企画運営会議の委員、ケース会議の調整委員、連絡会の会員及び会議の出席者は、その職務上及び会議に出席したことにより知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第19条 企画運営会議、ケース会議及び連絡会の庶務は、平塚市成年後見利用支援センターにおいて処理する。

（その他）

第20条 この要領の実施に関し必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

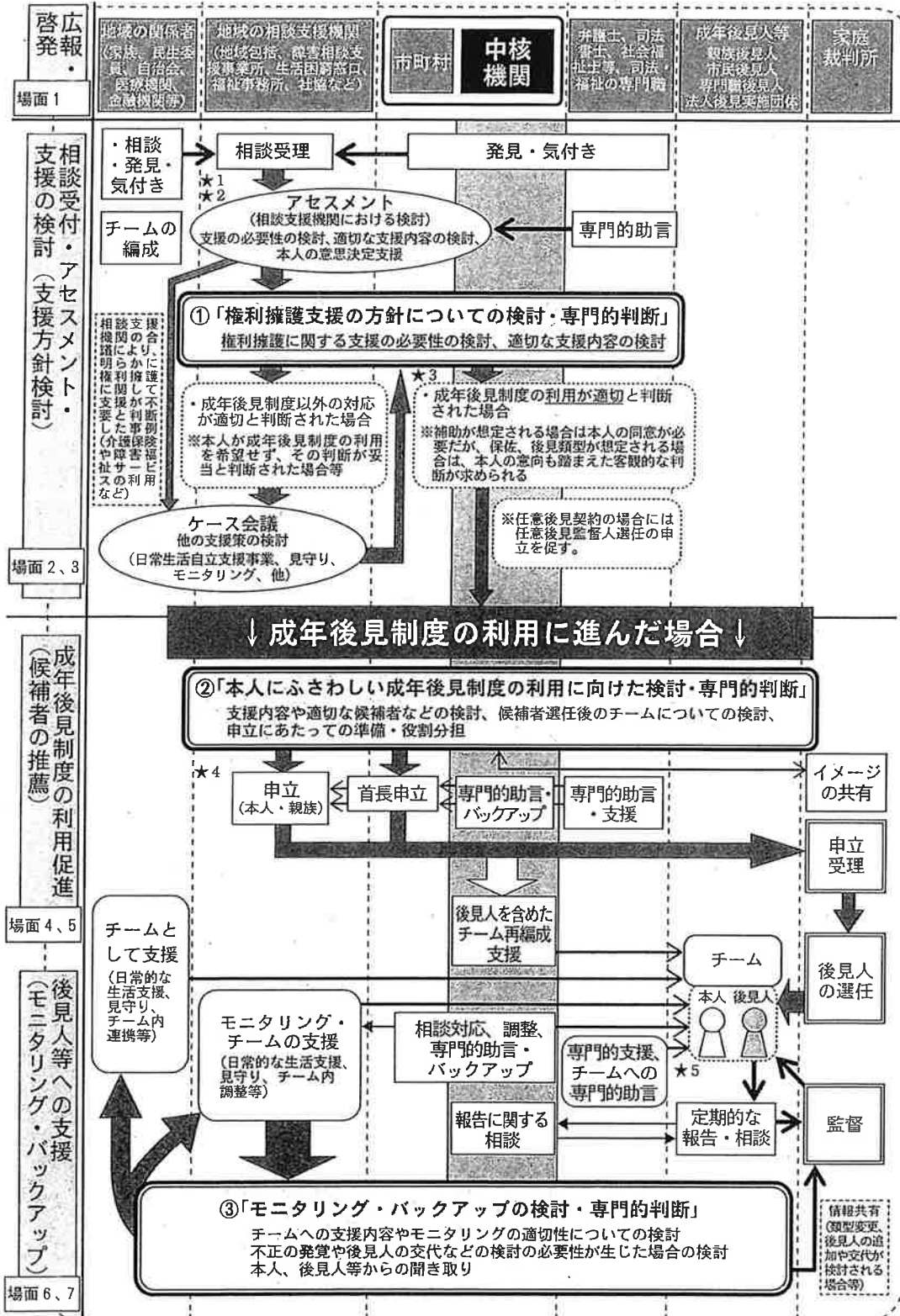
この要領は、平成27年3月16日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年8月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 第6条第1項並びに第11条第4項の規定にかかわらず、企画運営会議及びケース会議の第1期の委員の任期は、令和6年3月31日までとする。
- 3 この要領の施行の際、現に受任調整・企画運営会議の委員である者は、施行日に企画運営会議の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされた者の任期は、施行日における受任調整・企画運営会議の委員としての残任期間と同一の期間とする。

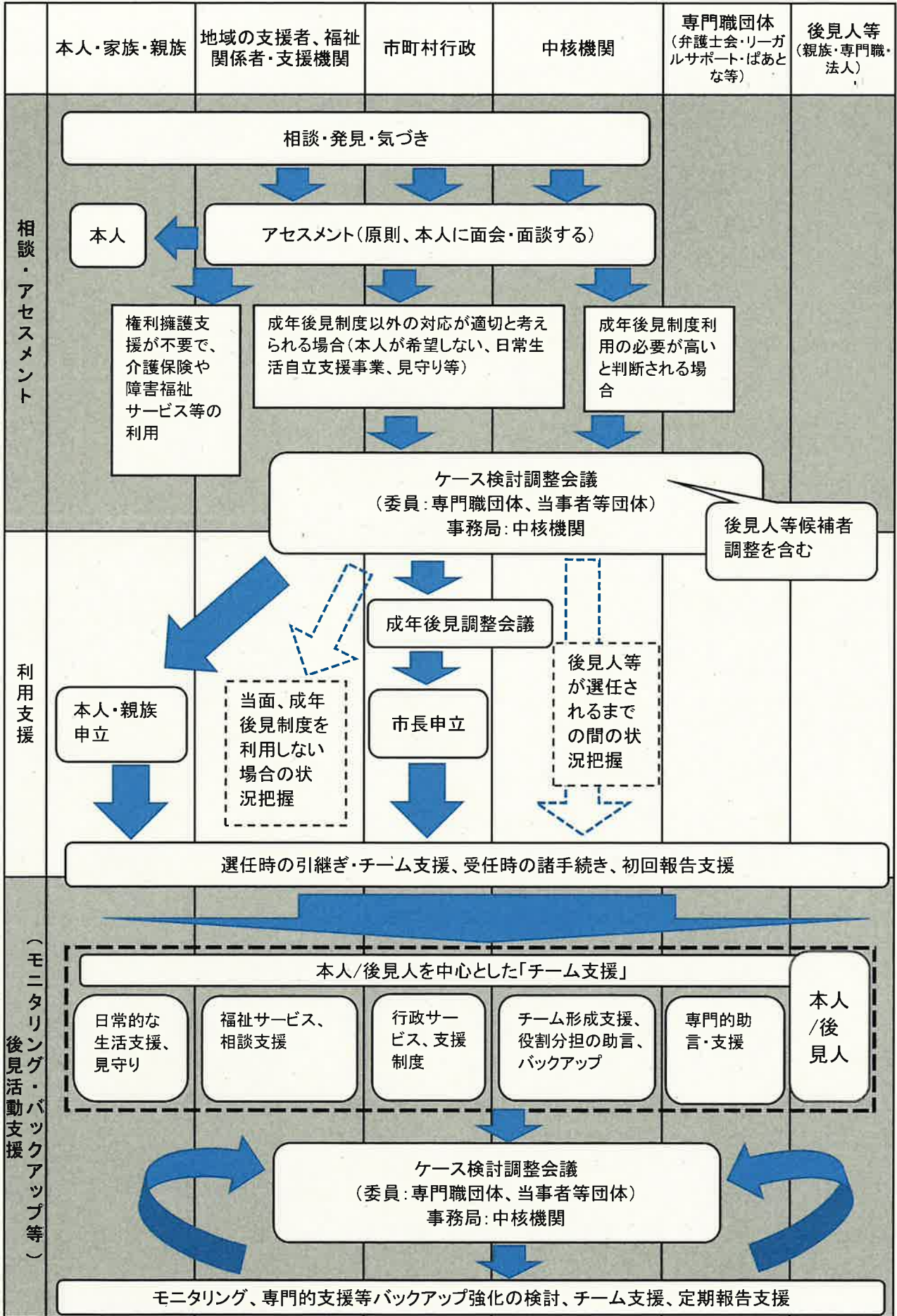
「成年後見制度利用促進体制整備委員会
「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」
(2018年3月)19ページ」

図Ⅱ-2 中核機関の役割と支援の流れ、各主体に期待される役割 (フロー図)



※ ★1～5は、何らかの要因で機能不全が起きやすい、または機能が未整備の自治体が多いと想定される過程です。

中核機関の役割と支援の流れ



平塚市の市長申立と報酬助成の状況

1 平塚市市長申立について

平塚市市長審判請求実施要綱に基づき、申し立てを行う者がいない方に対し、平塚市長が申し立てを行っている。

＜申し立て件数の経過＞

区 分	認知症高齢者	知的障害者	精神障害者	計
2018年度	13	0	1	14
2019年度	19	1	6	26
2020年度	9	3	3	15
2021年度	10	5	1	16
2022年度1月末	17	2	2	21

2 報酬助成について

平塚市成年後見制度利用支援事業実施要綱に基づき、助成を受けなければ報酬の支払いが困難であると認められる場合に助成を行っている。

＜平塚市 後見報酬助成実績＞年度統計 (単位：件)

年 度	65歳以上	65歳未満	計
2018年度	22	2	24
2019年度	21	2	23
2020年度	14	2	16
2021年度	21	1	22
2022年度1月末	16	4	20

現行	改正(案)	改正要旨
<p>平塚市成年後見制度市長審判請求実施要綱 (趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、認知症高齢者、知的障がい者又は精神障がい者の福祉の増進を図るため、民法(明治29年法律第89号)で定める成年後見制度について、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第32条、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第51条の1の2の規定に基づき市長が行う後見開始、保佐開始、補助開始等の審判の請求(以下「市長審判請求」という。)について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(審判請求対象者)</p> <p>第2条 市長審判請求の対象者(以下「審判請求対象者」という。)は、原則として、本市に住所を有する者(次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める者)のうち、判断能力が不十分で、身寄りが無い等の場合であつて、当事者による審判の請求が期待できないと市長が認める者とする。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく保護を受けている場合 実施機関が本市となる者</p> <p>(2) 措置入所者である場合(前号に掲げる場合を除く。)本市が入所措置を行った者</p> <p>(3) 介護保険制度による被保険者である場合(第1号に掲げる場合を除く。)保険者が本市となる者</p> <p>(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく援護を</p>	<p>平塚市成年後見制度市長審判請求実施要綱 (趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、認知症高齢者、知的障がい者又は精神障がい者の福祉の増進を図るため、民法(明治29年法律第89号)で定める成年後見制度について、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第32条、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第51条の1の2の規定に基づき市長が行う後見開始、保佐開始、補助開始等の審判の請求(以下「市長審判請求」という。)について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(審判請求対象者)</p> <p>第2条 市長審判請求の対象者(以下「審判請求対象者」という。)は、原則として、本市に住所を有する者(次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める者)のうち、判断能力が不十分で、身寄りが無い等の場合であつて、当事者による審判の請求が期待できないと市長が認める者とする。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく保護を受けている場合 実施機関が本市となる者</p> <p>(2) 措置入所者である場合(前号に掲げる場合を除く。)本市が入所措置を行った者</p> <p>(3) 介護保険制度による被保険者である場合(第1号に掲げる場合を除く。)保険者が本市となる者</p> <p>(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく援護を</p>	<p>1 市長審判請求の要請の流れについて改正(第3条第2項及び3項)</p> <p>2 第1号様式及び第2号様式の押印を削除</p>

<p>受けている場合（第1号に掲げる場合を除く。） 実施主体が本市となる者</p> <p>2 前項各号に掲げるもののほか、審判請求対象者と市長が認める基準については、生活保護法に基づく保護の実施責任の例によるものとする。</p> <p>（市長審判請求の要請）</p> <p>第3条 次に掲げる者は、審判請求対象者がいると判断したときは、市長に対し市長審判請求を行うよう要請することができるものとする。</p> <p>(1) 審判請求対象者の日常生活の援護者（親族以外の者に限る。）</p> <p>(2) 児童委員及び民生委員</p> <p>(3) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める社会福祉事業に係る施設等の長又は福祉事務所の長</p> <p>(4) 介護保険法（平成9年法律第123号）に定める介護保険施設その他これに類する施設の長</p> <p>(5) 地域保健法（昭和22年法律第101号）に定める保健所の長</p> <p>(6) 医療法（昭和23年法律第205号）に定める病院又は診療所の長</p> <p>2 前項の規定により市長審判請求の要請をしようとする者は、成年後見制度における市長審判請求要請書（第1号様式。以下「要請書」という。）を市長に提出しなければならない。</p>	<p>受けている場合（第1号に掲げる場合を除く。） 実施主体が本市となる者</p> <p>2 前項各号に掲げるもののほか、審判請求対象者と市長が認める基準については、生活保護法に基づく保護の実施責任の例によるものとする。</p> <p>（市長審判請求の要請）</p> <p>第3条 次に掲げる者は、審判請求対象者がいると判断したときは、市長に対し市長審判請求を行うよう要請することができるものとする。</p> <p>(1) 審判請求対象者の日常生活の援護者（親族以外の者に限る。）</p> <p>(2) 児童委員及び民生委員</p> <p>(3) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める社会福祉事業に係る施設等の長又は福祉事務所の長</p> <p>(4) 介護保険法（平成9年法律第123号）に定める介護保険施設その他これに類する施設の長</p> <p>(5) 地域保健法（昭和22年法律第101号）に定める保健所の長</p> <p>(6) 医療法（昭和23年法律第205号）に定める病院又は診療所の長</p> <p>2 前項の規定により市長審判請求の要請をしようとする者は、審判請求対象者に係る市長審判請求の可否その他市長審判請求の手続きについて、平塚市成年後見利用支援センター（平塚市成年後見利用支援センター設置規則（平成26年規則第40号）の規定により設置する平塚市成年後見利用支援センターをいう。）へ事前に相談し、センター長が決めた日ま</p>	
---	--	--

3 前項の場合において、第1項各号に掲げる者（本市の社会福祉法に定める福祉事務所の長を除く。）は、当該審判請求対象者に係る市長審判請求の可否その他市長審判請求の手続について、平塚市成年後見利用支援センター（平塚市成年後見利用支援センター設置規則（平成26年規則第40号）の規定により設置する平塚市成年後見利用支援センターをいう。）に相談の上、要請書を提出するものとする。

（市長審判請求の担当課）

第4条 前条に規定する要請書の提出があった場合には、原則として、次の各号に掲げる審判の請求の区分に応じ、当該各号に掲げる課（以下「担当課」という。）が、成年後見調整会議に意見を聴く手続を行うこととする。

- (1) 老人福祉法第32条の規定による審判の請求 高齢福祉課
- (2) 知的障害者福祉法第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2の規定による審判の請求 障がい福祉課

（市長審判請求の決定等）

第5条 市長は、第3条に規定する要請を受けたときは、成年後見調整会議において、次に掲げる事項を確認し、及び総合的に考察し、市長審判請求の可否を決定するものとする。

- (1) 審判請求対象者の事理を弁識する能力の程度
- (2) 行政等が行う各種施策及びサービスの活用による審判

で、検討の調整を依頼しなければならない。ただし、虐待等、緊急な理由があると市長が判断した場合は、この限りでない。

3 前項本文の場合において、市長審判請求の要請をしようとする者は、要請書（第1号様式）に、意見書（前項の規定による依頼の結果が記載されているものをいう。）を添えて、市長へ提出しなければならない。

4 第2項ただし書の場合において、市長審判請求の要請をしようとする者は、要請書を市長へ提出しなければならない。（市長審判請求の担当課）

第4条 前条に規定する要請書の提出があった場合には、原則として、次の各号に掲げる審判の請求の区分に応じ、当該各号に掲げる課（以下「担当課」という。）が、成年後見調整会議に意見を聴く手続を行うこととする。

- (1) 老人福祉法第32条の規定による審判の請求 高齢福祉課
- (2) 知的障害者福祉法第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2の規定による審判の請求 障がい福祉課

（市長審判請求の決定等）

第5条 市長は、第3条に規定する要請を受けたときは、成年後見調整会議において、次に掲げる事項を確認し、総合的に考察し、市長審判請求の可否を決定するものとする。

- (1) 審判請求対象者の事理を弁識する能力の程度
- (2) 行政等が行う各種施策及びサービスの活用による審判請求対象者に対する支援策の効果

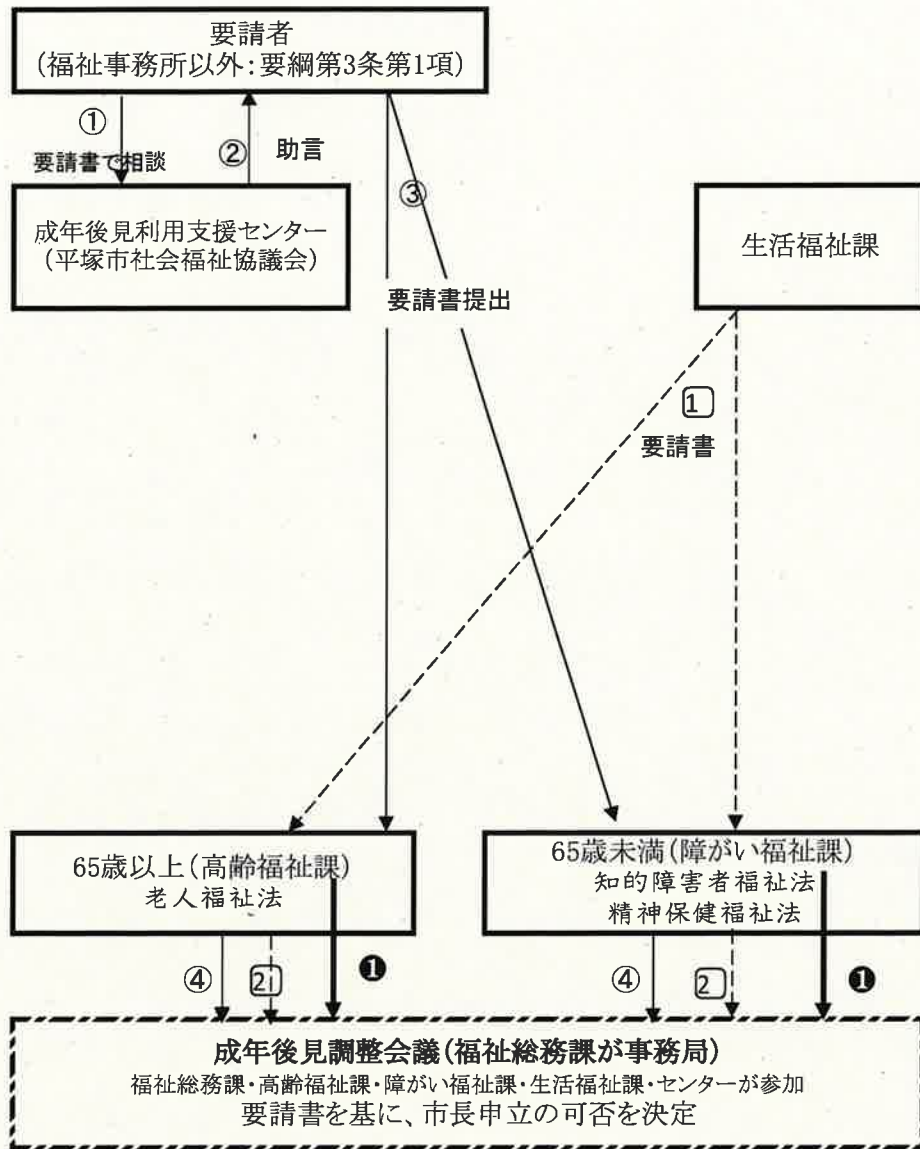
請求対象者に対する支援策の効果

- (3) 審判請求対象者の親族の存否、当該親族による審判請求対象者保護の可能性及び当該親族が審判の請求を行う意思の有無
- (4) 審判請求対象者の生活、資産及び収入状況
- (5) 望ましい後見候補者及び当該候補者を選んだ理由
- 2 市長は、市長審判請求の決定の結果を、成年後見制度における市長審判請求要請に関する決定通知書（第2号様式）により当該要請人に通知するものとする。
- 3 成年後見調整会議において、必要と認めるときは、第1項各号に掲げる事項及び市長審判請求の可否のほか、次の各号に掲げる事項を検討する。
- (1) 財産管理、契約を伴うサービスの必要性等、審判請求対象者の福祉を図るために必要な支援策
- (2) 審判請求対象者の置かれている状況等から緊急に対応が必要な場合は、関係法令に基づく入所等の措置（費用負担）
- 第6条 市長は、市長審判請求について、家事事件手続法（平成23年法律第52号。以下「法」という。）第28条第1項の規定により、審判の請求に要する費用（以下「審判請求費用」という。）を負担するものとする。
- （審判請求費用の求償）
- 第7条 市長は、原則として、前条の規定に基づき負担した審判請求費用について当該審判請求費用の求償権を得るため、法第29条第1項の規定により、審判請求対象者に当該審判請求費用を負担させる旨の申立てを家庭裁判所に対し行う

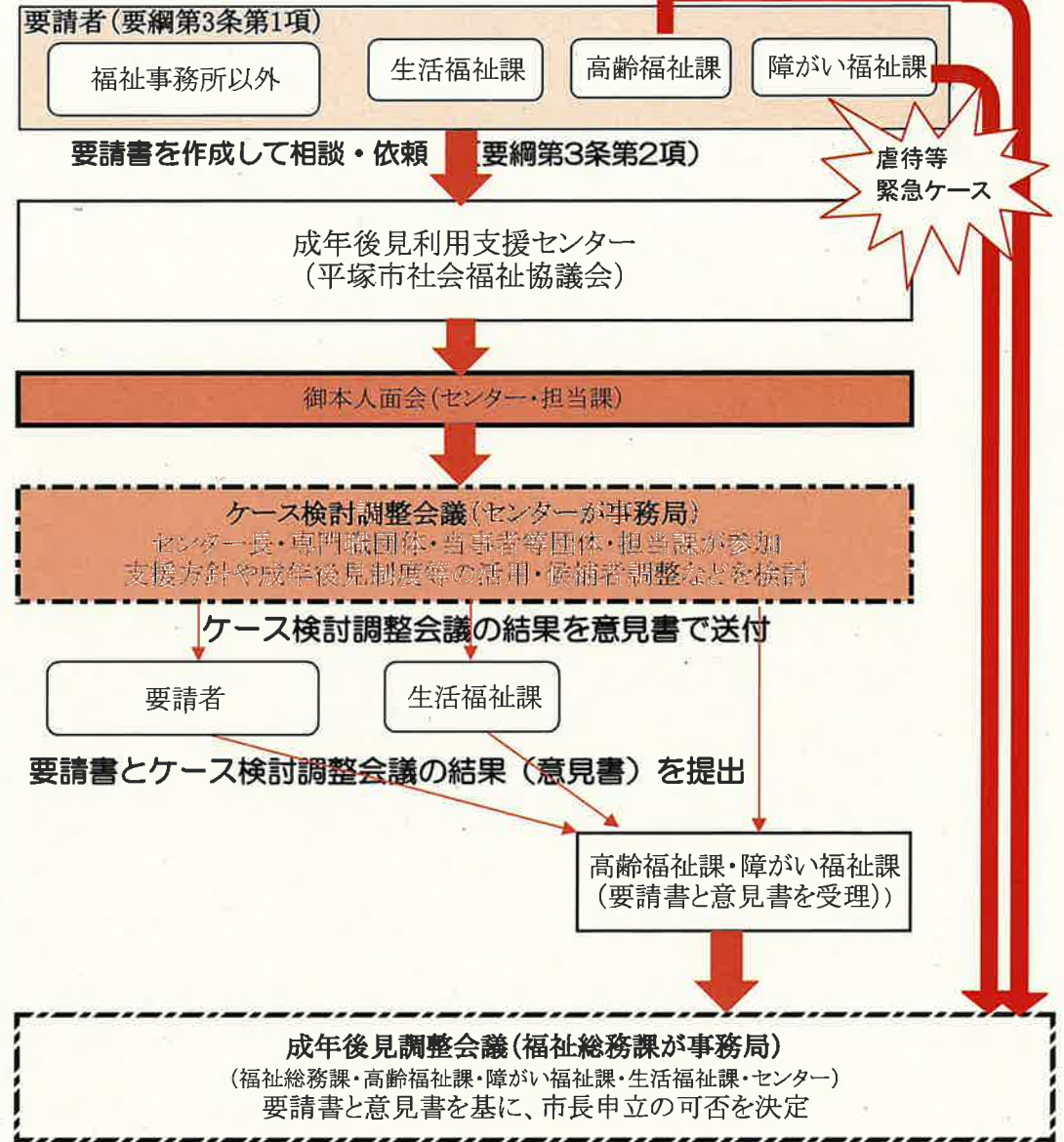
- (3) 審判請求対象者の親族の存否、当該親族による審判請求対象者保護の可能性及び当該親族が審判の請求を行う意思の有無
- (4) 審判請求対象者の生活、資産及び収入状況
- (5) 望ましい後見候補者及び当該候補者を選んだ理由
- 2 市長は、市長審判請求の決定の結果を、成年後見制度における市長審判請求要請に関する決定通知書（第2号様式）により当該要請人に通知するものとする。
- 3 成年後見調整会議において、必要と認めるときは、第1項各号に掲げる事項及び市長審判請求の可否のほか、次の各号に掲げる事項を検討する。
- (1) 財産管理、契約を伴うサービスの必要性等、審判請求対象者の福祉を図るために必要な支援策
- (2) 審判請求対象者の置かれている状況等から緊急に対応が必要な場合は、関係法令に基づく入所等の措置（費用負担）
- 第6条 市長は、市長審判請求について、家事事件手続法（平成23年法律第52号。以下「法」という。）第28条第1項の規定により、審判の請求に要する費用（以下「審判請求費用」という。）を負担するものとする。
- （審判請求費用の求償）
- 第7条 市長は、原則として、前条の規定に基づき負担した審判請求費用について当該審判請求費用の求償権を得るため、法第29条第1項の規定により、審判請求対象者に当該審判請求費用を負担させる旨の申立てを家庭裁判所に対し行うものとする。

<p>ものとする。</p> <p>(利息)</p> <p>第8条 前条の規定に基づき審判請求対象者が負担する審判請求費用に対する利息は、無利息とする。</p> <p>(その他)</p> <p>第9条 この要綱に定めるもののほか、市長審判請求に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>2 平塚市成年後見制度運営事業実施要綱（平成18年10月1日施行。次項において「旧要綱」という。）は、廃止する。</p> <p>3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定によりされている審判の請求及び審判の請求に係る申立ての要請については、なお従前の例による。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成30年3月1日から施行する。</p>	<p>(利息)</p> <p>第8条 前条の規定に基づき審判請求対象者が負担する審判請求費用に対する利息は、無利息とする。</p> <p>(その他)</p> <p>第9条 この要綱に定めるもののほか、市長審判請求に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>2 平塚市成年後見制度運営事業実施要綱（平成18年10月1日施行。次項において「旧要綱」という。）は、廃止する。</p> <p>3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定によりされている審判の請求及び審判の請求に係る申立ての要請については、なお従前の例による。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成30年3月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、令和5年1月1日から施行する。</p> <p>2 この要綱の施行の際現に改正前の平塚市成年後見制度市長審判請求実施要綱第3条第2項の規定により要請書を提出した者については、なお従前の例による。</p>	
--	---	--

【要請書の流れ(従来)】



【要請書の流れ(令和5年1月1日～)】



令和5年度（2023年度） 平塚市成年後見利用支援センター事業計画

	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	
センター運営全般	土曜開所偶数月の第一土曜日(4/1, 6/3, 8/5, 10/7, 12/2, 2/3)の午前・午後 奇数月の第三土曜日(5/20, 7/15, 9/16, 11/18, 1/20, 3/16)の午前				
	(チーム支援の試行・検証を含む)				
	成年後見制度講座の開催(奇数月に年6回程度開催) 親族後見予習セミナー(高齢・障がい各1回)		支援者のための申立手続講座(年1回開催) 親族後見人講習会・交流会(年2回)		
	研修会・出張講座の開催(保健福祉関係者向け研修会、地域・企業等での出張講座。月1~2回開催 障がい分野及び任意後見に関する研修・講座開催の充実強化) 高齢者権利擁護講演会の開催				
	企画運営会議の開催(年4回(5/9,8/11/14,2/13)開催)				
	成年後見支援ネットワーク連絡会の開催(第1回・6月頃)	第三者後見人研修交流会開催		成年後見支援ネットワーク連絡会の開催(第2回・3月頃)	
	ケース検討調整会議(月1回開催(4/19,5/24,6/21,7/19,8/23,9/20,10/25,11/22,12/20,1/24,2/21,3/13))				
	「平塚市応急事務管理事業」の受託(全体会議:年1回, 個別ケース会議:随時)				
	相談	専門相談(概ね月1回)			
		(再掲)土曜開所偶数月の第一土曜日(4/1, 6/3, 8/5, 10/7, 12/2, 2/3)の午前・午後 奇数月の第三土曜日(5/20, 7/15, 9/16, 11/18, 1/20, 3/16)の午前			
市民後見人養成・支援	個人受任した市民後見人の活動支援				
	後見サポーター全体会への参加(奇数月年6回(5/11, 7/6, 9/7, 11/2, 1/11, 3/7))				
	第一期~第七期後見サポーターの活動支援				
	後見サポーター、市民後見人 自主勉強会支援(偶数月年4回(4/25,6/27,10/31,2/27))				
	市民後見人・後見サポーターフォローアップ研修(第1回)		市民後見人・後見サポーターフォローアップ研修(第2回)		
	後見サポーターの受任支援				
	実践研修開催(6~10月予定)				

[本計画書の進行管理・推進体制イメージ]

わたしたち一人ひとりが輝く（かがやく）
共生のまち ひらつか の実現

地域住民・各種団体・ボランティア・社会福祉事業者等

協働・連携

平塚市
社会福祉協議会

平塚市

反映 把握

平塚市地域福祉推進懇話会

各計画の事業や取組に関する進捗状況について評価するとともに、計画の内容等について意見交換し、必要に応じて計画に対する意見や提言等を行う

進捗状況の報告

参画

意見・提言

代表者の参画

代表者の参画

地域福祉推進庁内連絡会

各計画を総合的に推進する庁内組織として、各計画の事業や取組の状況把握や、計画内容の点検・見直し等を行う

自殺対策懇話会

自殺対策計画の進捗評価や意見交換、計画に対する意見や提言等を行う

成年後見制度 利用促進懇話会

成年後見促進計画の進捗評価や意見交換、計画に対する意見や提言等を行う

生活困窮者 自立支援懇話会

困窮者支援計画の進捗評価や意見交換、計画に対する意見や提言等を行う

意見・提言

進捗状況の報告

自殺対策庁内会議

自殺対策計画の事業や取組の状況把握、計画内容の点検等を行う

成年後見制度利用促進 庁内会議

成年後見促進計画の事業や取組の状況把握、計画内容の点検等を行う

生活困窮者自立支援 庁内会議

困窮者支援計画の事業や取組の状況把握、計画内容の点検等を行う